

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### ◎行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法

律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律

(平成二五年五月三十一日法律第二八号)

#### 一、提案理由(平成二五年三月二十七日・衆議院内閣委員会)

○甘利国務大臣

.....(略).....

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるものでありま

す。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年五月九日)

○平井たかくや君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、住民基本台帳法等三十六の関係法律の規定の整備等を行うものであります。

.....(略).....

以上の四法律案は、去る三月二十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十七日、甘利国務大臣、山本國務大臣及び新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑し

入りました。四月五日には参考人から意見を聴取し、同月十一日には総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査を行いました。

.....(略).....

同月二十六日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、内閣法等の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。最後に、地方公共団体情報システム機構法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....

以上、御報告を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の整備等に関する法律

### 三、参議院内閣委員長報告(平成二五年五月二四日)

○相原久美子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うおうとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、甘利国務大臣、山本国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、番号制度の意義、特定個人情報情報の保護、災害時における個人番号の活用、内閣情報通信政策監の権限等がありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
た。

.....(略).....  
以上、御報告申し上げます。